

かたの民報

議会版

2010年5月23日
NO. 1507

【発行】
日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835

ゆうゆうバス、市が1台削減の具体案

議会全員協議

3月議会では、多くの障がい者団体から、「ゆうゆうバスを削減せず、現行通りの3台で運行してほしい」と要望書が出されました。

しかし市は、4月27日の議会全員協議会で、9月以降バスを1台削減する新しい時刻表(案)を発表しました。

1台削減で
廃止になるバス停が多数!

1日の便数削減で
活動時間に制約が!

市は、今年9月から、ゆうゆうバスを「(仮)障がい者・高齢者外出支援バス」とし、現在の3台・3コース(星田、倉治、郡津方面)から2台・2コース(倉治・郡津方面、星田方面)に減らすとしています。

倉治・郡津方面では、1台に統合されることで、運行時間も長くなり、私部6丁目、私部8丁目、天野が原1丁目など、7か所のバス停が廃止されます。

星田方面では、いきいきランドへの直通分が廃止され、乗り継ぎが必要になることで、いきいきランドの利用が大変困難になります。なお、私市山手では新しくバス停が設置されます。

市の案では、各コース1日9便から8便に減らされます。

お昼の時間帯は、ゆうゆうセンター11時30分発となり(次は13時30分発)、午前中の活動時間が制約されます。夕方も、ゆうゆうセンター16時30分発が最終便(現在は17時)となります。

また、現在はお盆と年末年始を除き毎日運行していますが、9月から、日曜・祝日は運休とされています。

1台削減だけでなく、1日の便数、運行日まで削減することで、利用者にとって大変不便なバスになってしまいます。

裏面へ続く

■ (仮)障がい者・高齢者外出支援バス(案)と(現行)ゆうゆうバスの運行比較

区分	(仮)障がい者・高齢者外出支援バス(案) (H22年9月からの案)	(現行)ゆうゆうバス
利用目的	高齢者や障害者が安心して自立した生活が送れるよう、また社会参加による生きがいをづくりや閉じこもり予防のため、市内外への移動手段の確保と公共施設へのアクセスを行う外出を支援する	ゆうゆうセンターを利用する高齢者、障がいのある方や妊産婦など移動困難者の方々に対する交通手段として、運行。年間約17万人の市民に利用されている。
利用対象者	交野市内に住所を有する次のもの ①65歳以上の高齢者及び介護人 ②障がい者及び介護人 ③その他、市長が認める者 (妊婦、3歳以下の乳幼児及び保護者がゆうゆうセンターを利用する場合等)	
運行形態	運行コース	2コース
	運行方面及びバス停数	星田方面 18箇所 倉治・郡津方面 20箇所 計 38箇所
	1日の運行時間	午前8時半から午後5時半 (11時台は運行せず)
	1日の運行便数	1コース8便 計16便
	1日の運行間隔	60分(待機時間含む)
	1便の運行時間及び運行距離	星田方面 約46分 倉治・郡津方面 約49分 計 約95分
	運休日	日曜日、祝日(概ね55日間) 8月12日から8月15日(4日間) 12月28日から1月4日(8日間) (計67日間)
		3コース 星田方面 18箇所 倉治方面 16箇所 郡津方面 12箇所 計 46箇所 午前8時から午後6時 (11時台は運行せず) 1コース9便 計27便 60分(待機時間含む) 星田方面 48分 倉治方面 42分 郡津方面 35分 計 125分 8月12日から8月14日(3日間) 12月28日から1月4日(8日間) (計11日間)

※障がい者とは、身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者を言う。